# 大治町避難行動要支援者避難支援計画

平成 30 年2月

大 治 町

# 目 次

第1	基本的な考え方 ······1 計画の目的・趣旨 ·····1
1	計画の目的・趣旨1
2	計画の位置付け1
3	用語の定義2
4	対象災害及び地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2	避難支援体制の構築3
1	避難支援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・3
2	町及び避難支援等関係者の役割 ・・・・・・・・・・・3
第3	避難行動要支援者の把握5
1	避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2	避難行動要支援者名簿の対象者・・・・・・・・・・・・・・・5
3	情報収集方法、収集する情報の項目及び情報の更新・・・・・・5
4	避難行動要支援者登録制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第4	避難誘導・安否確認体制の整備8
1	避難に関する情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2	情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3	安否確認の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4	避難行動要支援者避難支援訓練の実施・・・・・・・・・・12
第5	避難所における支援体制13
1	避難所の開設13
2	支援体制の把握・確認・・・・・・・・・・・・・・・・13
3	避難所の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4	心身の健康について14
5	福祉避難所 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第6	福祉救援ボランティアとの連携16
1	ボランティア活動のニーズの把握 ・・・・・・・・・・・16
2	各種ボランティアの人材確保16
資料網	編 ······27

# 1 基本的な考え方

# 1 計画の目的・趣旨

近年、台風や集中豪雨による風水害、東日本大震災、新潟県中越沖地震、阪神・淡路大震災等の自然災害により、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生している。

こうした災害の犠牲者の多くは高齢者や介護を必要とする方々であることが確認されており、現在、災害時に配慮が必要と考えられる高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)などの避難支援対策が求められている。中でも、災害が発生し自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援対策が大きな課題となっている。

災害が発生した場合や災害の発生のおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を迅速かつ的確に行うためには、関係部局が連携し、避難支援を進める必要がある。

本計画は、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者が地域で安心して安全に暮らすことができるよう、災害に備えた避難行動要支援者に関する情報の共有、災害時における情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制を整備するために、「大治町避難行動要支援者避難支援計画」(以下「避難支援計画」という。)を策定するものである。

なお、「避難支援計画」の策定に伴い、「災害時要援護者支援マニュアル」(平成24年2月策定)は、廃止する。

# 2 計画の位置付け

この避難支援計画は、「大治町地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の第1編風水害等災害対策計画 第2章災害予防計画 第7節避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2要配慮者支援対策及び第2編地震・津波災害対策計画 第2章災害予防計画 第10節避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第3 在宅の要配慮者対策に規定する要配慮者の支援対策に関連して作成するものであり、要配慮者対策のうち、避難行動要支援者の避難支援に関する事項を具体化したものである。

この計画の策定に当たっては、平成25年8月に内閣府が発表した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び平成26年12月に愛知県が発表した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を参考とした。

# 3 用語の定義

この避難支援計画における用語の定義は次のとおりとする。

#### (1)要配慮者

防災施策において特に配慮を要する者で、対象範囲はひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、 難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人とする。

#### (2)避難行動要支援者

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にある者で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとする。

# (3) 地域支援者

避難行動要支援者の近隣に居住し、普段から見守り、災害時等において 支援を行う者とする。

#### (4)避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者であって、対象範囲は消防(海部東部消防署)、警察(津島警察署)、民生委員・児童委員、 町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、自治会等とする。

#### <要配慮者及び避難行動要支援者のイメージ図>

<u>要配慮者</u> (高齢者、障害者、乳幼児、外国人など)

<u>避難行動要支援者</u> (自ら避難することが困難なもの)

# 4 対象災害及び地域

この避難支援計画は、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は、本町全域とする。

# 2 避難支援体制の構築

# 1 避難支援体制の整備

#### (1) 町における避難支援体制の整備

町は、この避難支援計画の円滑な運用を図るため、防災部局、福祉部局を始め関連部局が協力して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進するものとする。

福祉部局は、日ごろから避難行動要支援者名簿を作成・管理し、避難行動要支援者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。

#### (2) 地域における避難支援体制の整備

民生委員・児童委員、自主防災組織等は、日ごろから地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークを構築し、災害時には協力して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努める。

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備 社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日ごろから施設利用者に対する 災害時の対応方法を定めておく。

# 2 町及び避難支援等関係者の役割

#### (1) 町の役割

- ①避難行動要支援者の全体把握
- ②支援機関との協力関係の構築と連絡体制の確立
- ③災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- 4 一般の指定避難所における避難行動要支援者に配慮した設備の改善
- ⑤一般の指定避難所では対応が困難な避難行動要支援者を受け入れることが 可能な避難所(以下「福祉避難所」という。)の指定
- ⑥避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑦避難行動要支援者の避難支援訓練の実施
- ⑧災害時における避難・安否確認
- ⑨災害時における避難所(福祉避難所)の運営支援

#### (2)消防(海部東部消防署)の役割

- ①災害時における避難準備・高齢者等避難開始等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ②災害時における避難行動要支援者の支援又は援助

#### (3) 警察(津島警察署)の役割

①災害時における避難準備・高齢者等避難開始等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

# (4) 民生委員・児童委員の役割

- ①大治町ひとり暮らし高齢者·高齢者のみ世帯の登録変更修正に関する調査へ の協力
- ②災害時における避難準備・高齢者等避難開始等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

#### (5) 町社会福祉協議会の役割

- ①災害ボランティア組織の形成、育成等地域福祉の推進
- ②災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ③災害時における避難行動要支援者の支援を行うボランティアの受入、派遣調整

## (6) 自主防災組織の役割

- ①避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備・高齢者等避難開始等 などの伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ②災害時における避難行動要支援者の支援
- ③災害時における避難所(福祉避難所)の運営への協力

#### (7) 消防団の役割

- ①災害時における避難準備・高齢者等避難開始等の伝達
- ②災害時における避難行動要支援者の支援

# (8) 自治会の役割

- ①災害時における避難準備・高齢者等避難開始等の伝達
- ②災害時における避難行動要支援者の支援

# 3 避難行動要支援者の把握

# 1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の全体像を把握するため、主として支援が必要な対象者として考えられる高齢者、障害者等について、福祉部局が収集した情報に基づき、「大治町避難行動要支援者名簿」(様式第1号)を作成する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

# 2 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。 ただし、施設等入院・入所者については、施設等で対応するため対象外とする。

なお、要配慮者のうち、妊産婦や乳幼児については、対象となる者の移り変わりが著しいことや、基本的に親など家族の保護の元にあり、災害時には保護者等により避難が行われることを想定して対象外としているが、関係部局において支援が必要な状況にある者の把握に努める。また、外国人等においても同様に支援が必要な状況にある者の把握に努める。

- ①在宅のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で要介護認定3以上の 者
- ②身体障害(児)者(身体障害者手帳2級以上)
- ③知的障害(児)者(療育手帳A判定)
- ④精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)
- ⑤難病患者
- ⑥上記以外で支援の必要があり、避難行動要支援者名簿へ登録を希望する者

# 3 情報収集方法、収集する情報の項目及び情報の更新

町は、福祉部局が保有する情報や愛知県知事から得られた情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿に記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- (1)氏名
- ②牛年月日
- ③性別
- 4)郵便番号

- ⑤住所又は居所
- ⑥電話番号その他の連絡先
- ⑦避難支援等を必要とする事由(障害、要介護、難病、療育の種別)(障害等級、要介護状態区分、療育判定等)
- 87の他

避難行動要支援者名簿の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援 を実施するために必要不可欠である。

町は、定期的にこれを行うものとする。また、対象者の状況の変化や異動を 把握した場合は、随時、追加や修正を行うこととし、常に最新の情報となるように努める。

# 4 避難行動要支援者登録制度

(1)地域支援者及び避難支援等関係者への平常時からの名簿情報提供に関する 同意確認

避難行動要支援者名簿に登載された要支援者のうち、地域支援者及び避難支援等関係者による避難支援等を希望する者(以下「希望者」という。)は、「大治町避難行動要支援者登録申請書兼同意書」(様式第2号。以下「申請書兼同意書」という。)を町に提出するものとする。

この場合において、希望者の身体の状況等により本人による必要事項の記載及び提出が困難なときは、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。

町は、申請書兼同意書が提出されたときは、速やかに内容審査を行い、「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」(様式第3号)を作成し、「災害時避難行動要支援者登録台帳」(様式第4号)に登録する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

#### (2)「申請書兼同意書」において同意が得られなかった者の対応

同意をされなかった者「以下(不同意者)という。」については、平常時は 地域支援者及び避難支援等関係者に名簿情報の提供は行わない。この場合にお いては、「不同意者」の情報を保有する町で名簿の整理及び管理をする。

大治町個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定に基づき公開することが 必要と判断をされた場合に限り、本人の同意を得ることなく、町から地域支援 者及び避難支援等関係者に名簿情報の提供を行う。

#### (3) 要支援者登録情報の提供と適正管理

町は、災害時において「災害時避難行動要支援者登録台帳」に登録した者(以下「災害時要支援者」という。)を迅速かつ適切に避難誘導するために、地域

支援者及び避難支援等関係者に、「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」及び「災害時避難行動要支援者登録台帳」(以下「要支援者登録情報」という。)を平常時から提供する。

要支援者登録情報の提供を受けた者(以下「保管者」という。)は、「災害時要支援者登録情報受領書兼誓約書」(様式第5号)を町に提出するものとする。

保管者は、要支援者登録情報を紛失しないように厳重に保管するとともに、 その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理し、要支援 者登録情報の複製及び転写をしてはならない。

保管者としての資格を喪失したときは、速やかに要支援者登録情報を次の保管者に引き継ぎ、引き継いだ保管者は「災害時要支援者登録情報受領書兼誓約書」(様式第5号)を町に提出するものとする。なお引き継ぎ者不在の場合は、町に返還しなければならない。

#### (4) 支援の内容等

地域支援者及び避難支援等関係者は、要支援者登録情報を活用して災害時要 支援者に対し、災害時における避難誘導、安否確認等及び日常生活における声 かけ、見守り、相談その他の意思疎通を図るための活動等の支援を行うものと する。

避難支援等は、地域支援者及び避難支援等関係者又はその家族等が被災する可能性があることに鑑み、地域支援者及び避難支援等関係者に義務を課すものと解釈するものではない。

#### (5) 遵守事項

地域支援者及び避難支援等関係者は、要支援者登録情報を避難支援等以外の目的で利用したり要支援者登録情報に記載された情報及び避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、避難支援等を離れた後も、同様とする。

#### (6) 要支援者登録情報の変更及び抹消

災害時要支援者は、要支援者登録情報の記載事項に変更が生じたとき、又は登録の必要がなくなったときは、「大治町避難行動要支援者登録事項(変更・抹消)届出書」(様式第6号)により町に届け出るものとする。この場合において、希望者の身体の状況等により本人による必要事項の記載及び提出が困難なときは、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。

町は、「大治町避難行動要支援者登録事項(変更・抹消)届出書」の提出があったときは、速やかに要支援者登録情報の記載事項を変更し、又は抹消するとともに、保管者にその旨を通知するものとする。

町は、「大治町避難行動要支援者登録事項(変更・抹消)届出書」の提出がなされない場合であっても災害時要支援者に関する情報に変更があることを知り得た場合は、要支援者登録情報を変更し、又は抹消することができる。

# 4 避難誘導・安否確認体制の整備

# 1 避難に関する情報

町は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、避難準備・高齢者等 避難開始等の発表や避難の勧告・指示を発令する。

災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

# 2 情報伝達体制の整備

## (1)避難行動要支援者への情報伝達

町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等、様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難情報等の防災に関する情報を提供する。

# <情報伝達手段>

情報伝達手段	情報の	D種別
[月刊](A) 建于权	音声	文字
防災行政無線	0	
広報車両巡回による広報	0	
携帯電話による緊急速報メール		0
町メール配信サービス		0
町ホームページへの掲載		0
放送事業者への情報提供による放送	0	0
自主防災組織等による直接呼びかけ	0	

情報伝達に当たっては、上記の情報伝達手段のほか、避難行動要支援者の状況に応じて考慮する必要がある。

#### (2) 地域コミュニティの互助意識の醸成

災害発生直後に避難行動要支援者を避難させる場合は、同居の家族のほか、 近隣の住民の積極的な協力が必要である。

このため、避難行動要支援者を含めた自治会等のコミュニティにおいて、日ごろから互助意識を育み、避難行動要支援者の避難誘導の方法について話し合っておく必要がある。

一方、避難行動要支援者自身も近隣住民とのつながりができるよう、自ら も努力することが望まれる。

# <情報伝達時に配慮すべき事項等>

区分	・記慮すべる事項サン 情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
£ /J	<ul><li>・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。</li></ul>
	・ 拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。
   高齢者	<ul><li>・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介</li></ul>
1-2014	して確実に伝わるよう配慮する。
	・携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。
	・
	・ 拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。
la water	<ul><li>・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介</li></ul>
視覚障害者	して確実に伝わるよう配慮する。
	・携帯ラジオ、点字、音声出入力装置、音声変換が可能な電子/携帯
	メール、文字の拡大装置等。
	<ul><li>・文字や絵を組み合わせて確認しながら情報を伝える。</li></ul>
	・手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。
聴覚障害者	・掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子/携
	帯メール、文字放送テレビ等。
	・コミュニケーション方法は点字、手話、触手話、拡大文字など多種
	の方法があり、盲ろう者の個々の状況によって異なる場合がある。
   盲ろう者	また、情報を発信する時と、受信する時のコミュニケーション方法
	が異なる場合もあるため、複数の盲ろう者向けコミュニケーション
	技術を持つ人などを配置する配慮が必要である。
	<ul><li>情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の</li></ul>
	障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝
	える。
知的障害者	・
	・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝
	える、具体的な内容を伝える。
	・個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、短い言葉で、
	繰り返し、情報を伝える。
	<ul><li>精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。</li></ul>
	<ul><li>特に自閉症の人の場合には、理解できる方法(実物、写真、絵、図、</li></ul>
   発達障害者	文字等)で情報を伝えることも有効である。
	・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝
	える、具体的な内容を伝える。
	<ul><li>・全体に話したことが自分に言われていると気づかないことが多いた</li></ul>
	め、伝達されているか個別に確認する必要がある。
	<ul><li>精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりや</li></ul>
精神障害者	すく情報を伝える。
	ットIR+IXとIAへ⊙。

区分	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
高次脳機能障	•情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、
高	個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、
<b>古</b>	情報を伝える。
	・日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語及びやさし
	い日本語による情報提供や絵やピクトグラムが有効である。
外国人	・出身国の言語、風習に対応できるよう、地域の実情に応じた対応が
	必要である。
	・災害多言語支援センターの利用を促す。

出典:「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」愛知県(平成26年12月)

# 3 安否確認の実施

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、町は避難支援 等関係者、関係機関と協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を 行う。

# (1) 災害発生時の安否確認

被災した寝たきり高齢者や歩行困難な障害者等は自力では脱出できず、自宅でそのままの状態が続くと、健康を著しく損なったり、生命に危険が及ぶことも予想されるため、次の点に注意し避難行動要支援者の安否確認を迅速に行う。

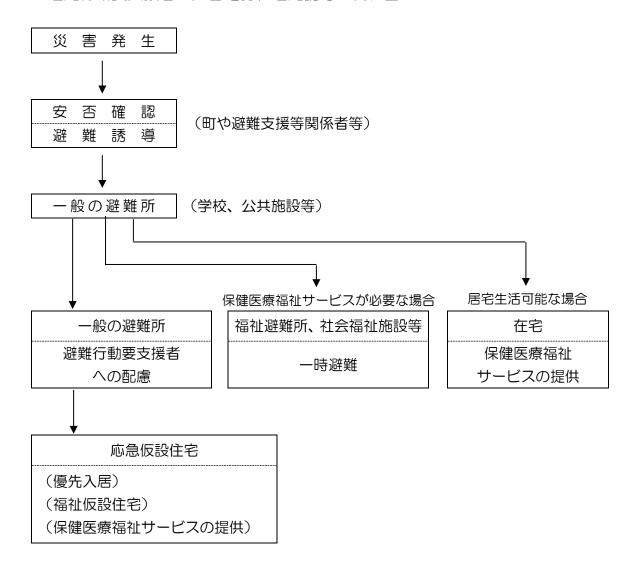
- ①町は、あらかじめ把握した避難行動要支援者の所在情報を開示し、避難支援等関係者等と協力して、自宅等に取り残された避難行動要支援者がいないかどうか現場での確認を行う。さらに、避難所において避難行動要支援者の所在把握に努める。
- ②町は迅速に安否確認の結果を集約し、不明者については、避難行動要支援 者の状況に応じた情報伝達手段を講じることにより、再度、安否確認を行 う。
- ③避難行動要支援者の中でも特に人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入しているなど、緊急の対応を要する者については、関係機関と協力して迅速に安否確認を行う。

## (2) 避難行動要支援者の救出、避難誘導等

平常時から在宅福祉サービスの提供を受けている高齢者、障害者等が、災害の発生により家族の支援を失ったり、自宅に取り残されたり、あるいは生

- 活に支障をきたすなどにより、新たな支援を必要とする場合がある。したがって、以下の点に注意して、災害時の救出、避難誘導等を行う。
- ①救出、避難誘導を迅速に行うために町は避難行動要支援者の所在情報を活用し、避難支援等関係者の協力を得ながら、安否確認と併せ一体的に行っていくが、地域全体が被災するなどの理由によって自主防災組織等が機能しない場合には、町は警察、消防等と協力し早急に安否確認や救出を行う。
- ②避難行動要支援者を発見した場合は、必要に応じ次のような措置をとるように努める。
  - i まずは、一般の避難所へ誘導する。
  - ii その後、医療サービスの提供が必要とされる場合は、適切な医療機関 や医療専門家チーム(ボランティアを含む)のもとへ搬送する。
  - iii また、居宅等における生活が可能な場合にあっては、在宅者の健康状態や福祉ニーズの把握を行う。
  - iv その他、孤児、遺児等保護を必要とする児童については、必要な措置 (保護)を行うとともに、児童相談所へ通報する。
- ③避難行動要支援者が一般の避難所に緊急的に避難させることで避難生活した場合において、避難生活の長期化が見込まれるときは、福祉サービスを受けられる施設等に速やかに移動させる。

# <避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の流れ図>



# 4 避難行動要支援者避難支援訓練の実施

町は、避難行動要支援者支援に関する防災意識の向上を図るため、防災訓練に避難行動要支援者の特性を考慮した内容を盛り込み、避難行動要支援者に参加を促すとともに、避難支援等関係者と協力、連携してより実践的な避難支援訓練の実施に努める。

# 5 避難所における支援体制

# 1 避難所の開設

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域防災計画に定める基準に基づき、早期に避難所の開設を行う。

開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

# 2 支援体制の把握・確認

町は、平常時から避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における避難行動要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練等を実施し、避難所における避難行動要支援者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

また、福祉関係者及び避難支援等関係者と協働し、施設の状況、避難行動要支援者に配慮した利用方法等について確認を行い、必要なときは改善する。

# 3 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に支援、介護等が必要な場合も多く、避難所に おいても介護等が必要となるケースが想定される。

特に、避難所生活が長期化する場合は、避難行動要支援者の利用にも配慮した環境を整備し、避難行動要支援者に対して日常的な介護・支援等ができるような体制づくりに努める。

大規模災害発生等により避難所のスペースや支援物資が限られた状況においては、障害の種類・程度等や支援者の有無に応じて、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について、優先的に対応する。

町は、避難行動要支援者の利用にも配慮して次のような環境の整備に努める。

#### (1)施設の整備改善

- ①段差の解消、手すりの設置等のバリアフリー化
- ②既設トイレの洋式化、障害者用トイレへの改良、新設
- ③情報関連機器(ラジオ、テレビ、電話、無線、ファックス、パソコン等)

# (2) 仮設等による支援対策

- (1)プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションの配置
- ②畳、マット、簡易ベッド等の配置

- ③車椅子、障害者対応型仮設トイレ等の配置
- ④知的障害者、精神障害者のための別室の確保
- ⑤要介護者等のおむつ交換場所の確保等

# 4 心身の健康について

医師、保健師等が避難所を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとと もに、障害の重度化や合併症の予防に留意する。

また、被災によるショックや強い不安感、又は避難所生活が長期化する中で、 ストレスが蓄積することによる精神的な負担を軽減する必要があることから ボランティアや地域の人達が話し相手になることや気軽に手伝いを行うこと など、避難行動要支援者の継続的な見守り・支援を行う。

# 5 福祉避難所

町は、一般の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努めるものとする。民間社会福祉施設を福祉避難所とする場合は、「災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書」(様式第7号)により、協定を締結し、円滑に福祉避難所の開設・受入・運営が行える体制を整備する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

#### (1)福祉避難所の対象者

避難行動要支援者のうち避難所での生活に支障をきたすため避難所生活に おいて何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が医療機関や福 祉施設等に入院・入所するに至らない程度の在宅の者を対象者とする。対象 者を介助する家族等も対象者とともに避難する。

#### (2)福祉避難所への移送

町は、避難行動要支援者名簿から、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、その状況に応じて福祉避難所へ移送する。

#### (3)福祉避難所の設置・運営等

町は、福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を 福祉避難所として指定する。

福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受け入れ可能人数、費用負担等について事前に明

らかにしておくことにより、円滑な福祉避難所の開設、運営を図る。

なお、災害時において指定した福祉避難所を開設する場合は、当該施設管理者と連絡調整を十分に行い、当該施設本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないように配慮する。

災害により身体・精神的負担を受けたことにより、症状・状態が悪化する可能性もあることから、福祉避難所に避難している避難行動要支援者の状態には十分に注意する。

# (4)緊急入所等について

すでに介護認定を受けている者又は被災後介護認定を受けた者について、 症状の急変等により介護や医療処置、治療が必要になった場合は、短期入所、 緊急入所、緊急入院等により対応する。

# 6 福祉救援ボランティアとの連携

災害時には、各地から多くのボランティアが駆けつけ、様々な場において、 物資の仕分け・搬入、避難所の運営、食事の炊き出し等の多種多様なボランティア活動(災害救援ボランティア活動)が展開され、被災者の支援に大きな役割を果たすことが期待される。

こうした状況の中で、避難行動要支援者に対する日常生活支援や固有のニーズへの対応等に対して協力するボランティア活動(福祉救援ボランティア活動) の役割も大きいと考える。

# 1 ボランティア活動のニーズの把握

避難行動要支援者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアに対するニーズを的確に把握する必要がある。

町社会福祉協議会は、町、NPO団体、ボランティア団体等と協力、連携して、時間経過に伴い変化するボランティアに対するニーズを把握する。

# 2 各種ボランティアの人材確保

町は、災害時における福祉救援ボランティア活動のため、平常時から町社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者の支援に役立つ要約筆記者、手話通訳者、外国人のための通訳者等、各種の福祉救援ボランティアの人材を確保する。

# 大治町避難行動要支援者名簿

					No.	小学校[	区名			地区	名		
				郵					避難支担			する事由	
番号	氏 名	生年月日	性別	郵便番号	住	所	電	話番号	障害、要2 難病、療う 種 另	介護 育の 川	障害 介護 療育	等級、要 状態区分 育判定等	備考

# 大治町避難行動要支援者登録申請書兼同意書

年 月 日

私は、災害時の支援活動に役立てるため、大治町、地域支援者、消防(海部東部消防署)、警察(津島警察署)、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団及び自治会等の避難支援等関係者が行う事前対策の検討や防災訓練、災害時における支援又は円滑な支援活動のための平素からの見守り活動等のため、災害時避難行動要支援者登録台帳に登録し、私の情報を避難支援等関係者へ提供することについて、

を避難文援寺関					ひいて	•								
		司意し	ょまで	す					同意しま	せん		7	本人との	)続柄
本人氏名						Ø	<u>)</u>	代理人氏名			F	1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	)
要支援登録者	Í							地区名						
フリガナ								男		生生	F月 F			
名 前								性別 女						
住 所										本人含	む同	居世	帯の料	
血液型		A	•	В	• (	0 •	AB R1	H + -					<i>/</i>	114
電話番号								FAX番号						
携帯番号								メールアト゛レス						
5	要支援	者区分	÷			該	当に〇	要支	援者区分			該	当に	$\circ$
+++011. N =	生と 1	<b>☆</b> ₩.±	*	- ~ N 古	·тғү <del>-1</del> х.			療育手帳A判定を受	受けている者	<u> </u>				
在宅のひとり暮 のみの世帯のā								精神障害者保健福祉	止手帳1級を	すする	者			
♥プ <i>₱</i> ⋝♥プ	日(夕	71 暖前		少丛工	.074			難病患者						
身体障害者手帕	長2級	以上を	を有す	る者	•		聴覚・肢体 人工透析	その他						
かかりつじ	ţ	病院・	医院	名	称	l								
病院•医院	記	電話												
避難情報の伝	達等	□大治 □今回 □携帯	  の登  端末	ール 録申 によ	配信 <sup>*</sup> 請を る緊?	サービス 幾に、ナ 急速報ス	スを既に利り て治町メール ベールによ	に☑をご記入ください) 用し情報を得ている ル配信サービスに登 り情報を得ている。 らうことになってい	。 録し、情報	を得る。				
			町ホームページ、テレビ、ラジオから情報を得る。 その他( )									)		
避難誘導時避難での留意事項		(必要7	な医療	そ・福	<b>业サー</b>	・ビスなと	、特にこれ	だけは知っておいて欲	しいという内タ	容について	てご記	<u>入く</u> †	<b>ごさい</b> )	)
避難予定場		町の指	定避	難所	(避難	場所一覧	からお近くの	の避難所をご記入くださ	<b>えい</b> )					
緊急時の家族等の連絡先														
氏 名					続柄		住 所		電話	番号	•	メー	- ル	
第1														
第2														
地域支援者 ※制度の趣旨を説明					説明	し、同意	を得られた力	がについて記載してくた	ざい。地域支	援者なし	でも	<b></b> 登録で	きます	•
	F	£ :	名					住 所		電 話	番号		メー	- <i>I</i> V
第1														
第2														

※登録制度は災害時に必ず助けに来てもらえるといったことを保障する制度ではありません。避難支援等関係者が被災した場合などは、支援を受けられない場合もあります。

# 災害時避難行動要支援者避難支援プラン

年 月 日

このプランに関する情報は、災害時要支援者の日常の見守り支援、災害時の安否確認、避難行動等の支援に役立てるものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることは禁止します。

要支援登録者				地区								
フリガナ				ld Dd	男		生	年月	日			
名 前				性別	女							
住所							本人	含む	同居	計世存	帯の料	犬況
14 171											人世	帯
血液型	A • B •	0 •	AB RI	H + -								
電話番号				FΑΣ	X番号							
携带番号				メールア	ト・レス							
要支援	爱者区分	該当	当に〇		要支援	爱者区分				該	当に	C
左字のひとり草らし	、高齢者および高齢者			療育手帳A								
	ラの調査 33 より 同画店 ラ介護認定 3 以上の者			精神障害者	<b>首保健福祉</b>	手帳1級を	すする	5者				
		4E 394 - m		難病患者								
身体障害者手帳2級	及以上を有する者		徳覚・肢体 人工透析	その他				)				
かかりつけ	病院・医院 名称	7.41	<i>y</i> -	`								
病院•医院	電話											
	(避難情報の受取方法)											
	□大治町メール配信・		-				ナ. /日 フ					
避難情報の伝達等	□今回の登録申請を □携帯端末による緊?	-				求 し、 1月 和	ど付つ	0				
近無情報の内定号	□自主防災組織等の					5.						
	□町ホームページ、	テレビ、	ラジオかり	ら情報を得	る。							
	□その他(							)				
避難誘導時避難先												
での留意事項												
	   町の指定避難所											
避難予定場所												
	> >+ <i>b</i>											
緊急時の家族等の		体杠		<i>I</i> <del>}-</del>	記		虚 ま	1. 亚	口		-)	n)
	夭 名 <u> </u>	続柄		1土	所		電話	香	万	•	<i>/</i> –	・ル
第1												
第2												
地域支援者	T 4	A = = = = = = = = = = = = = = = = = = =						( TI	D.		,	
	<u> </u>		住 所						方	•	メー	
第1												
第2							1					

# 災害時避難行動要支援者登録台帳

					No.	小学校[	区名			地区	名		
				郵					避難支担			する事由	
番号	氏 名	生年月日	性別	郵便番号	住	所	電	話番号	障害、要2 難病、療う 種 另	介護 育の 川	障害 介護 療育	等級、要 状態区分 育判定等	備考

# 様式第5号

年 月 日

#### 大治町長 殿

# 災害時要支援者登録情報受領書兼誓約書

このたび、災害時避難行動要支援者避難支援プラン・災害時避難行動要支援者登録台帳を受領いたしました。

提供を受けた情報は、災害対策基本法および大治町避難行動要支援者 登録制度の規定に基づき厳重に管理し、災害時避難行動要支援者登録者 の避難支援等の目的以外には、一切使用いたしません。

# 保管者

住所	
氏名	l

# 避難支援等関係者の区分

1	地域支援者		
2	消防(海部東	部消防署)	
3	警察(津島警	察署)	
4	民生委員・児	童委員	
5	町社会福祉協	議会	
6	自主防災組織	(名称:	)
7	消防団	(名称:	)
8	自治会	(名称:	)
9	その他(		)

※該当する番号に○を付してください。名称も記入してください。

# 様式第6号

大治町避難行動要支援者登録事項(変更·抹消)届出書

年 月 日

大治町長 殿

届出者住所氏名印電話番号登録者との続柄

先に申請した大治町避難行動要支援者の(登録情報の変更・登録の抹消)をしたいので、次のとおり届け出ます。

登	氏	名					
録	住	所					
者	生年	月日	年	Ē	月	日	

# 1 登録情報の変更

変更後	変更前

# 2 登録の抹消

理由

# 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

大治町(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、災害発生時における福祉避難所としての利用に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、大治町において災害が発生した場合又は発生するおそれの ある場合における福祉避難所として、乙の所有する施設の一部を利用すること について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (利用施設)

第2条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地

施設名

#### (開設の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があると判断したときは、乙に対して、福祉避難所の開設を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

#### (開設)

- 第4条 乙は、前条第1項の要請の受諾を決定したときは、速やかに体制を整え、 甲に受諾の意思を伝えるものとする。
- 2 甲は、乙が受諾したときは、福祉避難所を速やかに開設するものとする。

#### (開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、 必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間を延長することができるも のとする。

#### (管理運営)

第6条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

#### (費用負担)

第7条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

#### (損害賠償)

第8条 福祉避難所の避難者により乙の施設に損害が生じた場合は、甲が損害を賠償する責任を負うものとする。

# (物資の支給、人材の確保)

- 第9条 甲は、福祉避難所の避難者に必要な物資を支給するものとする。
- 2 甲は、乙が福祉避難所内で避難者の生活相談等に対応できるよう、必要な人 材の確保に努めるものとする。

# (福祉避難所解消への努力)

第 10 条 甲は、乙が早期に施設の本来業務を再開できるよう、福祉避難所としての利用を早期に終了できるよう努めるものとする。

## (有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

# (協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協 議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

#### 平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

大治町長

Z

# 資 料 編

# <要配慮者の特性と配慮を要する事項>

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
一人暮らし高齢者	・健康であっても加齢により行動機能が低下する。	・地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
ねたきり高齢者	・自力での行動が困難である。	<ul><li>・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。</li><li>・避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。</li></ul>
認知症高齢者	<ul><li>自分で状況判断、避難が 困難である。</li><li>自分の状況を伝えること が困難である。</li></ul>	・避難支援者が必要である。
視覚障害者	<ul><li>・視覚による情報収集、状況判断が困難である。</li><li>・単独での迅速な避難行動が困難である。</li></ul>	<ul><li>・音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。</li><li>・避難支援者が必要である。</li><li>・避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。</li><li>・盲導犬に関する配慮も必要である。</li></ul>
聴覚平衡障害 音声•言語障害者	・音声による情報取得、情報判断が困難である。 ・音声言語で状況を伝えることが困難である。	・視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。
盲ろう者	・目と耳の両方に障害がある方は、情報収集、状況判断が非常に困難である。 ・単独での迅速な避難行動が非常に困難である。	・盲ろう者には、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など見え方や聞こえ方の程度によって、コミュニケーション方法は様々で、目と耳のどちらが先に見えにくく(聞こえにくく)なったか、またはその時期、それまでに受けてきた教育などによって異なるため、情報伝達方法に配慮が必要である。
肢体不自由者	・自力での行動が困難な場合が多い。	・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
内部障害者 難病患者等	・特定の医療器材、医薬品、 食品が必要である。 ・外見では障害が分かりに くい場合もある。	<ul><li>・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。</li><li>・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。</li><li>・避難支援者が必要な場合がある。</li></ul>
知的障害者	<ul><li>・自分で情報を判断したり、 自分の状況を伝えたりすることが困難である。</li><li>・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。</li></ul>	・避難支援者が必要である。 ・障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 ・服薬管理が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。
発達障害者	<ul> <li>知的な障害がある人から無い人まである。</li> <li>自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合がある。</li> <li>環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。</li> <li>集団生活になじめない場合がある。</li> </ul>	<ul> <li>・避難支援者が必要である。</li> <li>・障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。</li> <li>・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。</li> <li>・「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。</li> <li>・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。</li> <li>・「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。</li> <li>・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。</li> <li>・トイレ、食事等の配慮が必要である。</li> </ul>

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
精神障害者	<ul><li>環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。</li><li>薬の継続的服用が必要な場合が多い。</li></ul>	<ul><li>・避難支援者が必要な場合がある。</li><li>・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。</li><li>・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。</li></ul>
高次脳機能障害者	<ul><li>・記憶障害、注意障害、遂 行機能障害等により、自 分で状況判断、避難が困 難である。</li><li>・集団生活になじめない場 合がある。</li></ul>	・避難支援者が必要である。 ・個人の障害状況に応じた情報伝達に 努めることが必要である。
妊産婦	・行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。	・避難支援者が必要な場合がある。 ・医療機関との連携、移送手段の確保 が必要である。
乳幼児	・自分で状況判断、避難が 困難である。	・避難生活での衛生管理、騒音などへ の心配りが必要である。
外国人	<ul><li>・日本語の理解力により、 情報収集、状況判断が困 難な場合がある。</li></ul>	・多言語等による情報伝達手段の確保 が必要である。

出典:「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」愛知県(平成26年12月)

#### <参考>

# 大治町個人情報保護条例

(保有特定個人情報を除く保有個人情報の利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務における個人情報の利用目的以外の目的 のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら 利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
  - (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 出版等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - (5) 実施機関がその行う事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - (6)他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが、その行う事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
  - (8) 本人以外のものに保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で保有個人情報を自ら利用し、又は提供することについて特別の理由があると実施機関が認めたとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

大治町避難行動要支援者避難支援計画 平成30年2月

発行 大治町

編集 大治町福祉部民生課